

9 地形・地質

資料 9.1 重要な地形・地質

学術的価値の高い地形・地質の例

- a. 学術・教育・景観上特異な地形（カルスト地形，断層崖など）
- b. 重要かつ希少な岩石・鉱物・化石等の産地（タイプ ロカリティー）
- c. 重要な地層の標準露頭（模式地）
- d. 重要な地質現象（断層，褶曲など）
- e. 重要かつ希少な土壌型の分布地（タイプ ロカリティー）

自然環境保全上重要な地形・地質の事例

(1)地 形	円錐状火山，鐘状火山，楯状火山，塔状火山，岩浸食山地，カルデラ，火口，火口丘，溶岩原，溶岩流，溶岩樹型，溶岩洞窟，溶岩隧道，風穴，準平原遺物，氾濫原，カルスト地形，氷(雪)食地形，堰止湖，扇状地，河成段丘，自然堤防，マール，断崖，岩峯，岩柱，岩門，天然橋，V字谷，峡谷，溪谷，溪流，滝，淵，瀨，瀨，甌穴，鍾乳洞，石筍，ドリーネ，ポノール，ウバーレ，コックピット，ポリーエ，カルレンフェルト，カール（圈谷），U字谷，雄石丘，羊群岩，懸谷，賽の河原（亀甲原を含む），海食地形，溺谷，海成段丘，三角州，海食崖，海食洞，海食棚（波食台地），岩礁，潮吹穴，砂州，中州，サンゴ礁，砂嘴（礫嘴），砂丘，岬角，陸繋島
(2)地 質	岩石，鉱物の露頭 地質構造〔例：各種褶曲（背斜，向斜，横臥等），各種断層（正，逆，垂直等），整合，不整合，偽層，隆起，沈降，層理，節理，石理，波痕，漣痕，雨痕，岩株，餅盤，岩床，岩脈〕 化石産地
(3)自然現象	噴火，噴泥，泥火山現象，噴泉，噴泉塔，噴気，地獄現象，間歇泉，温鉱泉，湧泉，瀑布，溪流，瀨，淵，過流，潮流，波濤，潮吹現象，干満，積雪，雪田，雪溪，結氷，霧氷，雲海，一般気象

（環境庁，1973）

資料 9.2 日本の地形レッドデータブック・第 1 集 (宮城県)

「日本の地形レッドデータブック・第 1 集」小泉武栄・青木賢人編, 1994

一覧表の見方

地形レッドデータとして選定した基準

日本の地形を代表する典型的かつ希少, 貴重な地形

に準じ, 地形学の教育上重要な地形もしくは地形学の研究進展に伴って新たに注目したほうがよいと考えられる地形

多数存在するが, なかでも典型的な形態を示し, 保存することが望ましいもの

動物や植物の生育地として貴重な地形

現在の保存状況

Dランク: 重要な地形でありながら, すでに破壊され, 現存しない地形。

Cランク: 現在著しく破壊されつつある地形。また, 大規模な開発などにより, 破壊が危惧される地形。このランクに属する地形は, 現状のままでは消滅すると考えられるので, 最も緊急な保全が要求される地形である。

Bランク: 現在, 低強度の破壊を受けている地形。今後, 保全を怠り破壊が継続されれば, 消滅が危惧される。

Aランク: 現在の保存状況がよく, 今後もその継続が求められる地形。本報告書では取り上げていないことに注意する必要がある。

II 火山地形

栗駒山麓 (稀大ヶ原・世界谷地一帯) ③, ④-B, C

栗原郡栗駒町・花山村・岩手県一関市・秋田県雄勝郡皆瀬村

火砕流堆積面・火山岩屑流堆積面・湿地 (泥炭地)

栗駒 (国定) 栗駒山・切留

火砕流堆積面、火山岩屑流堆積面、湿地 (泥炭地) など、最近少なくとも数万年間の火山活動と環境変化の結果の結果を残している地形が広がり、植生の立地や動物の生息地としても重要であるが、一部でスキー場開発計画などがあり、保全上問題がある。

鳴子火山群 ①, ②-B, C 玉造郡鳴子町

溶岩ドーム・爆裂火口・溶岩流・潜在小丘

栗駒 (国定) 鳴子

強酸性の湖となっている潟沼を中心とした直径2.5kmほどの範囲に、数個の溶岩ドームと10個以上の爆裂火口、それらに伴う溶岩流、および潜在小丘など、各種小規模火山地形が群生し、野外火山博物館の趣を呈するが、スキー場やゴルフ場の造成などによって破壊されたものも少なくない。

VI 海岸地形

気仙沼湾 ③-C 気仙沼市・本吉郡唐桑町

リアス式海岸・海食崖・波食棚・海成段丘

陸中海岸 (国立)・自然公園気仙沼 (県立) 気仙沼・唐桑

リアス海岸の湾入と海成段丘とが同時に分布し、景観的にも見事な海食崖・波食台が各所に見られる。海成段丘部分は市街化し、すでに様々な程度に人工改変を受けているが、その進展が懸念される。

本吉町登米沢一帯の海岸 ②, ③-C 本吉郡本吉町

海食崖・礫層露頭

南三陸金華山 (国定) 津谷

中部更新統の末固結礫層から成る海食崖。数十万年間の古環境情報を秘め、また数千年間の海食の状況がよくわかる。過度の護岸工事ですべて被覆される危険がある。

井戸浦・名取川河口・七北田川河口など ③, ④-B 仙台市・名取市・岩沼市・亶理郡亶理町

潟湖・河口干潟・砂浜海岸

仙台湾海浜県自然環境保全地域 仙台空港・仙台東南部・塩竈

潟湖、河口干潟、(近世の) 運河などを伴う砂浜海岸。植生的にも、また、鳥類の生息地としても重要で、ほぼ全域が上記の環境保全地域に指定されているが、港湾施設、広域下水道終末処理場などの計画があり、その直接・間接の影響が懸念される。

VII 地質を反映した地形

金華山 ①-B 牡鹿郡牡鹿町

トア・岩塊流・花崗岩の深層風化・礫浜・海食崖・岩脈・節理など

南三陸金華山 (国定) 金華山

花崗岩の深層風化、シーティング、トア、岩塊流、緩斜面、巨礫の礫浜、花崗岩深層風化層や斜面堆積物の地すべり、土石流、比高50mに達する海食崖、節理、岩脈など、花崗岩に付随する多彩な地形・地質現象が島全体にわたってみられ、いわば花崗岩博物館の様相を呈しているが、島内一周道路の計画があり、それに伴う破壊が懸念される。

Ⅵ そのほかの重要な地形

青葉山丘陵と竜ノ口峡谷及びその下流部 ②, ④-B, C 仙台市・宮城郡宮城町

丘陵地形・峡谷・風隙

仙台市「広瀬川の清流を守る条例」による特別環境保全地域・青葉山(国天)

仙台西南部・仙台西北部

中部更新統風化礫層の堆積面に起源をもつ典型的な丘陵地形と、それを切り、鮮新統半固結堆積岩類が露出した峡谷、およびかつてはその下流部にあたり、河川争奪により風隙化した凹地が、市街地に接して(一部は市街地の中に)みられる。上記の指定で保全されている部分もあるが、すでに大学用地、ゴルフ場などとして一部が改変され、道路建設などによりさらに改変が進む恐れもある。

太白山とその周辺の丘陵地 ③, ④-B, C 仙台市

岩類・丘陵地形

太白山県自然環境保全地域

仙台西南部

新第三紀の火山岩から成る突出丘(岩類)と、その周囲の半固結堆積岩類から成る稜線高度のそろった丘陵。斜面はコナラなどの二次林やスギ、アカマツの人工林に覆われ、狭い開折谷には一部に水田が残存するなど、丘陵地の典型的な地形景観が残されているが、付近(西方)にある類似の岩類は採石で破壊され、また、近接地まで住宅用地開発や高速道路建設が及んでいる

蕎山丘陵 ②, ④-B 仙台市・宮城郡宮城町・名取郡秋保町

丘陵地形

蕎山・斎勝沼県緑地環境保全地域

仙台西北部・仙台西南部・陸前川崎・熊ヶ根

新第三紀火山岩類から成る典型的な丘陵地形を呈し、植生景観や各種動物生息地としても重要で、市街地に隣接して優れた自然地形を保持している地域であるが、山麓一帯及び山腹一部まで住宅用地やゴルフ場が造成され、内部に及ぶ開発計画もとりざたされている。

1 1 土壌汚染

資料 11.1 土壌に係る環境基準等

表 11.1-1 土壌汚染に係る環境基準

(平成 3 年 8 月 23 日環境庁告示第 46 号)

(改正：平成 20 年 5 月 9 日環告第 46 号)

項 目	環 境 上 の 条 件
カ ド ミ ウ ム	検液 1 リットルにつき 0.01 mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 1 mg 未満であること。
全 シ ア ン	検液中に検出されないこと。
有 機 燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1 リットルにつき 0.01 mg 以下であること。
六 価 ク ロ ム	検液 1 リットルにつき 0.05 mg 以下であること。
砒 素	検液 1 リットルにつき 0.01 mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1 kg につき 15 mg 未満であること。
総 水 銀	検液 1 リットルにつき 0.0005 mg 以下であること。
ア ル キ ル 水 銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1 kg につき 125 mg 未満であること。
ジ ク ロ ロ メ タ ン	検液 1 リットルにつき 0.02 mg 以下であること。
四 塩 化 炭 素	検液 1 リットルにつき 0.002 mg 以下であること。
1, 2 - ジ ク ロ ロ エ タ ン	検液 1 リットルにつき 0.004 mg 以下であること。
1, 1 - ジ ク ロ ロ エ チ レ ン	検液 1 リットルにつき 0.02 mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.04 mg 以下であること。
1, 1, 1 - トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき 1 mg 以下であること。
1, 1, 2 - トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき 0.006 mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.03 mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.01 mg 以下であること。
1, 3 - ジ ク ロ ロ プ ロ ペ ン	検液 1 リットルにつき 0.002 mg 以下であること。
チ ウ ラ ム	検液 1 リットルにつき 0.006 mg 以下であること。
シ マ ジ ン	検液 1 リットルにつき 0.003 mg 以下であること。
チ オ ベ ン カ ル プ	検液 1 リットルにつき 0.02 mg 以下であること。
ベ ン ゼ ン	検液 1 リットルにつき 0.01 mg 以下であること。
セ レ ン	検液 1 リットルにつき 0.01 mg 以下であること。
ふ っ 素	検液 1 リットルにつき 0.8 mg 以下であること。
ほ う 素	検液 1 リットルにつき 1 mg 以下であること。

備 考 1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。

2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀及びセレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1 リットルにつき 0.01 mg, 0.01 mg, 0.05 mg, 0.01 mg, 0.0005 mg, 0.01 mg, 0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1 リットルにつき 0.03 mg, 0.03 mg, 0.15 mg, 0.03 mg, 0.0015 mg, 0.03 mg, 2.4mg 及び 3mg とする。

3 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

4 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。

付表

<p>検液は、次の方法により作成するものとする。</p>	
1	<p>カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒(ひ)素、総水銀、アルキル水銀、PCB及びセレンについては、次の方法による。</p> <p>(1) 採取した土壤の取扱い 採取した土壤はガラス製容器又は測定の対象とする物質が吸着しない容器に収める。試験は土壤採取後直ちに行う。試験を直ちに行えない場合には、暗所に保存し、できるだけ速やかに試験を行う。</p> <p>(2) 試料の作成 採取した土壤を風乾し、中小礫、木片等を除き、土塊、団粒を粗砕した後、非金属製の2mmの目のふるいを通して得た土壤を十分混合する。</p> <p>(3) 試料液の調製 試料(単位g)と溶媒(純水に塩酸を加え、水素イオン濃度指数が5.8以上6.3以下となるようにしたもの)(単位ml)とを重量体積比10%の割合で混合し、かつ、その混合液が500ml以上となるようにする。</p> <p>(4) 溶出 調製した試料液を常温(おおむね20℃)常圧(おおむね1気圧)で振とう機(あらかじめ振とう回数を毎分約200回に、振とう幅を4cm以上5cm以下に調整したもの)を用いて、6時間連続して振とうする。</p> <p>(5) 検液の作成 (1)から(4)の操作を行って得られた試料液を10分から30分程度静置後、毎分約3,000回転で20分間遠心分離した後の上澄み液を孔径0.45μmのメンブランフィルターでろ過してろ液を取り、定量に必要な量を正確に計り取って、これを検液とする。</p>
2	<p>ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン及びベンゼンについては、次の方法による。</p> <p>(1) 採取した土壤の取扱い これらの物質は揮発性が高いので、採取した土壤は密封できるガラス製容器又は測定の対象とする物質が吸着しない容器に空けきが残らないように収める。試験は土壤採取後直ちに行う。試験を直ちに行えない場合には、4℃以下の冷暗所に保存し、できるだけ速やかに試験を行う。ただし、1,3-ジクロロプロペンに係る土壤にあつては、凍結保存するものとする。</p> <p>(2) 試料の作成 採取した土壤からおおむね粒径5mmを超える中小礫、木片等を除く。</p> <p>(3) 試料液の調製 あらかじめかくはん子を入れたねじ口付三角フラスコに試料(単位g)と溶媒(純水に塩酸を加え、水素イオン濃度指数が5.8以上6.3以下となるようにしたもの)(単位ml)とを重量体積比10%の割合となるようにとり(注1)(注2)、速やかに密栓する。このとき、混合液が500ml以上となるようにし、かつ、混合液に対するねじ口付三角フラスコのヘッドスペースができるだけ少なくなるようにする。</p> <p>(4) 溶出 調製した試料液を常温(おおむね20℃)常圧(おおむね1気圧)に保ちマグネチックスターラーで4時間連続してかくはんする(注3)。</p> <p>(5) 検液の作成 (1)から(4)の操作を行って得られた試料液を10分から30分程度静置後、ガラス製注射筒に静かに吸い取り、孔径0.45μmのメンブランフィルターを装着したろ紙ホルダー(用いるメンブランフィルターの直径に適合するものであってステンレス製又はこれと同等以上の材質によるもの)を接続して注射筒の内筒を押し、空気及び始めの数mlを排出し、次に共栓付試験管にろ液を分取し、定量に必要な量を正確に計り取って、これを検液とする(注4)。</p> <p>(注1) 使用するねじ口付三角フラスコに使用するかくはん子を入れ質量を測定する。これに水を満たして密栓し、その質量を測定する。前後の質量の差からねじ口付三角フラスコの空けき容量(単位ml)を求める。一度空けき容量を測定しておけば、同一容器及び同一かくはん子を用いることとすれば毎回測定する必要はなく、2回目以降はその空けき容量を用いてよい。</p> <p>(注2) 試料1g当たりの体積(ml)を測定し、(注1)により求めた空けき容量からヘッドスペースを残さないように加える水の量を調整してもよい。</p> <p>(注3) 試料と水が均一に混じってかくはんされるようマグネチックスターラーを調整すること。また、試料液が発熱しないようにすること。</p> <p>(注4) ろ液の分取後測定までの操作中、測定の対象とする物質が損失しないように注意すること。</p>

3 有機磷(りん), チウラム, シマジン及びチオベンカルブについては, 次の方法による。

(1) 採取した土壤の取扱い

採取した土壤はガラス製容器又は測定の対象とする物質が吸着しない容器に収める。試験は土壤採取後直ちに行う。試験を直ちに行えない場合には, 凍結保存し, できるだけ速やかに試験を行う。

(2) 試料の作成

採取した土壤を風乾し, 中小礫, 木片等を除き, 土塊, 団粒を粗砕した後, 非金属製の2mmの目のふるいを通過させて得た土壤を十分混合する。

(3) 試料液の調製

試料(単位g)と溶媒(純水に塩酸を加え, 水素イオン濃度指数が5.8以上6.3以下となるようにしたもの)(単位ml)とを重量体積比10%の割合で混合し, かつ, その混合液が1,000ml以上となるようにする。

(4) 溶出

調製した試料液を常温(おおむね20℃)常圧(おおむね1気圧)で振とう機(あらかじめ振とう回数を毎分約200回に, 振とう幅を4cm以上5cm以下に調整したものを)を用いて, 6時間連続して振とうする。

(5) 検液の作成

(1)から(4)の操作を行って得られた試料液を10分から30分程度静置後, 毎分約3,000回転で20分間遠心分離した後の上澄み液を孔径0.45µmのメンブランフィルターでろ過してろ液を取り, 定量に必要な量を正確に計り取って, これを検液とする。

4 ふっ素及びほう素については, 次の方法による。

(1) 採取した土壤の取扱い

採取した土壤はポリエチレン製容器又は測定の対象とする物質が吸着若しくは溶出しない容器に収める。試験は土壤採取後直ちに行う。試験を直ちに行えない場合には, 暗所に保存し, できるだけ速やかに試験を行う。

(2) 試料の作成

採取した土壤を風乾し, 中小礫, 木片等を除き, 土塊, 団粒を粗砕した後, 非金属製の2mmの目のふるいを通過させて得た土壤を十分混合する。

(3) 試料液の調製

試料(単位g)と溶媒(純水に塩酸を加え, 水素イオン濃度指数が5.8以上6.3以下となるようにしたもの)(単位ml)とを重量体積比10%の割合で混合し, かつ, その混合液が500ml以上となるようにする。

(4) 溶出

調製した試料液を常温(おおむね20℃)常圧(おおむね1気圧)で振とう機(あらかじめ振とう回数を毎分約200回に, 振とう幅を4cm以上5cm以下に調整したものを)を用いて, 6時間連続して振とうする。振とう容器は, ポリエチレン製容器又は測定の対象とする物質が吸着若しくは溶出しない容器を用いる。

(5) 検液の作成

(1)から(4)の操作を行って得られた試料液を10分から30分程度静置後, 毎分約3,000回転で20分間遠心分離した後の上澄み液を孔径0.45µmのメンブランフィルターでろ過してろ液を取り, 定量に必要な量を正確に計り取って, これを検液とする。

表 11.1-2 土壤汚染対策法の指定基準

(土壤汚染対策法施行規則, 平成 14 年 12 月 26 日環境省令第 29 号)

(改正: 平成 19 年 4 月 20 日環境省令第 11 号)

特定有害物質の種類	指定基準	
	土壤溶出量基準	土壤含有量基準
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること	
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること	
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること	
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること	
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること	
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること	
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること	
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること	
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること	
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること	
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること	
カドミウム及びその化合物	検液 1L につき 0.01mg 以下であること	土壤 1kg につき 150mg 以下であること
六価クロム化合物	検液 1L につき 0.05mg 以下であること	土壤 1kg につき 250mg 以下であること
シアン化合物	検液中に検出されないこと	土壤 1kg につき遊離シアン 50mg 以下であること
水銀及びその化合物	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること	土壤 1kg につき 15mg 以下であること
セレン及びその化合物	検液 1L につき 0.01mg 以下であること	土壤 1kg につき 150mg 以下であること
鉛及びその化合物	検液 1L につき 0.01mg 以下であること	土壤 1kg につき 150mg 以下であること
砒素及びその化合物	検液 1L につき 0.01mg 以下であること	土壤 1kg につき 150mg 以下であること
ふっ素及びその化合物	検液 1L につき 0.8mg 以下であること	土壤 1kg につき 4000mg 以下であること
ほう素及びその化合物	検液 1L につき 1mg 以下であること	土壤 1kg につき 4000mg 以下であること
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること	
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること	
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること	
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと	
有機りん化合物	検液中に検出されないこと	

備考 1 土壤溶出量基準: 第 18 条第 1 項

2 土壤含有量基準: 第 18 条第 2 項

表 11.1-3 ダイオキシン類による土壤の汚染に係る環境基準

(平成 11 年 12 月 27 日環境庁告示第 68 号)

(修正: 平成 21 年 3 月 31 日環境省告示第 11 号)

基準値	測定方法
1,000pg - TEQ/g 以下	土壤中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し, 高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法(ポリ塩化ジベンゾフラン等(ポリ塩化ジベンゾフラン及びポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンをいう。以下同じ。))及びコプラナーポリ塩化ビフェニルをそれぞれ測定するものであって, かつ, 当該ポリ塩化ジベンゾフラン等を 2 種類以上のキャピラリーカラムを併用して測定するものに限る。)

備考 1 基準値は, 2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

2 土壤中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し, 高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計, ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法(この表の土壤の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。)により測定した値(以下「簡易測定値」という。)に 2 を乗じた値を上限, 簡易測定値に 0.5 を乗じた値を下限とし, その範囲内の値をこの表の土壤の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。

3 土壤にあっては, 環境基準が達成されている場合であって, 土壤中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合(簡易測定方法により測定した場合にあっては, 簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合)には, 必要な調査を実施することとする。

12 日照阻害

資料 12.1 公共施設の設置に起因する日陰に係る費用負担について

(昭和51年建設省計用発第4号)

別表

	(い)	(ろ)	(は)	
	地域又は区域	階	日陰時間	
			北海道以外の区域	北海道の区域
(1)	第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域	一階	四時間	三時間
(2)	第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域	二階	四時間	三時間
(3)	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域又は近隣商業地域若しくは準工業地域のうち土地利用の状況が第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域における土地利用の状況と類似していると認められる区域	二階	五時間	四時間
(4)	用途地域の指定のない地域のうち土地利用の状況が(1)から(3)までに掲げる地域又は区域における土地利用の状況と類似していると認められる区域	地域又は区域の状況に応じて(1)から(3)までに準じて取り扱う		

備考

- (い)欄の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域若しくは準工業地域又は用途地域は、それぞれ都市計画法（昭和43年法律第100号）第八条第1項第一号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域若しくは準工業地域又は用途地域をいう。
- (は)欄に掲げる日陰時間は、開口部が真南に面する居室に係る日陰時間であり、その他の居室については、当該居室の開口部の面する方位に応じて補正するものとする。
- (ろ)欄に掲げる階以外の階に係る(は)欄の日陰時間は(は)欄に掲げる日陰時間を基準とし、公共施設の高さ、公共施設と住宅との位置関係等の状況を勘案して定めるものとする。

資料 12.2 「建築基準法」第五十六条の二に係る別表第四

別表第四 日影による中高層の建築物の制限

	(い)		(ろ)	(は)	(に)			
	地域又は区域		制限を受ける建築物	平均地盤の高さ	敷地境界線からの水平距離が10m以内の範囲における日影時間	敷地境界線からの水平距離が10mを超える範囲における日影時間		
1	第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域		軒の高さが7mを超える建築物又は地階を除く階数が3以上の建築物	1.5m	(1)	3時間 (道の区域内にあっては、2時間)	2時間 (道の区域内にあっては、1.5時間)	
					(2)	4時間 (道の区域内にあっては、3時間)	2.5時間 (道の区域内にあっては、2時間)	
					(3)	5時間 (道の区域内にあっては、4時間)	3時間 (道の区域内にあっては、2.5時間)	
2	第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域		高さが10mを超える建築物	4m又は6.5m	(1)	3時間 (道の区域内にあっては、2時間)	2時間 (道の区域内にあっては、1.5時間)	
					(2)	4時間 (道の区域内にあっては、3時間)	2.5時間 (道の区域内にあっては、2時間)	
					(3)	5時間 (道の区域内にあっては、4時間)	3時間 (道の区域内にあっては、2.5時間)	
3	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域又は準工業地域		高さが10mを超える建築物	4m又は6.5m	(1)	4時間 (道の区域内にあっては、3時間)	2.5時間 (道の区域内にあっては、2時間)	
					(2)	5時間 (道の区域内にあっては、4時間)	3時間 (道の区域内にあっては、2.5時間)	
4	用途地域の指定のない区域		イ	軒の高さが7mを超える建築物又は階数が3以上の建築物	1.5m	(1)	3時間 (道の区域内にあっては、2時間)	2時間 (道の区域内にあっては、1.5時間)
						(2)	4時間 (道の区域内にあっては、3時間)	2.5時間 (道の区域内にあっては、2時間)
						(3)	5時間 (道の区域内にあっては、4時間)	3時間 (道の区域内にあっては、2.5時間)
			ロ	高さが10mを超える建築物	4m	(1)	3時間 (道の区域内にあっては、2時間)	2時間 (道の区域内にあっては、1.5時間)
						(2)	4時間 (道の区域内にあっては、3時間)	2.5時間 (道の区域内にあっては、2時間)
						(3)	5時間 (道の区域内にあっては、4時間)	3時間 (道の区域内にあっては、2.5時間)

この表において、平均地盤面からの高さとは、当該建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面からの高さをいうものとする。

(注) 1. 敷地境界線からの水平距離が5mを超える範囲において、(に)欄の(1)、(2)又は(3)の号(同表の3又は4の項にあっては、(1)又は(2)の号)のうちから地方公共団体がその地方

本書は平成 21 年度に，下記学識経験者で構成する「宮城県環境影響評価マニュアル検討部会」で審議した上，環境対策課が作成した。

【宮城県環境影響評価マニュアル検討部会委員名簿】

氏名	所属	備考
菊池 立	東北学院大学 教養学部 教授	大気質
北川 尚美	東北大学大学院 工学研究科 准教授	大気，悪臭，水質，土壤汚染
木村 美智子	茨城大学 教育学部 准教授	水質
鈴木 陽一	東北大学 電気通信研究所 教授	騒音，振動

(50 音順)

検討部会会長

宮城県環境影響評価マニュアル

(大気・水・土壤その他の環境)

改訂版

発行年月 / 平成 22 年 3 月

編集・発行 / 宮城県環境生活部環境対策課

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目 8 番 1 号

TEL (022) 211-2667 FAX (022) 211-2669

E-mail:kantai@pref.miyagi.jp

<http://www.pref.miyagi.jp/kankyo-t/>
